

# ご自宅が損壊してしまった方へ

これからの暮らしを再建するための支援があります。まずは、各種手続きに必要な「罹災証明書」の交付を受けてください。被害等の状況に応じて、受けることのできる支援があります。

※「罹災証明書」は、災害による住宅の被害の程度等を証明する書類です。被災者生活再建支援金などの申請のほか、税金の減免、各種融資などの様々な申請に必要となります。申請窓口は、各市町村です。

	被害等の状況	支援内容	詳細
1	準半壊以上の被害を受けた住居の応急処置をしてとりあえず住めるようにしたい	住宅の応急修理の申請が可能です。	①
2	全壊もしくは大規模半壊の被害を受けたため、復旧のための支援を受けたい	被災者生活再建支援金「基礎支援金」の申請が可能です。	②
3	半壊以上の被災住宅について、最終的に賃借・補修・建設/購入するかどうか決めた	被災者生活再建支援金「加算支援金」の申請が可能です。	
4	全壊・半壊した住宅を解体したい	公費による解体・撤去の申請が可能です。	③
5	被災した住宅について、建替えや耐震改修の支援を受けたい	住宅の耐震化に対する補助金の申請が可能です。	④

## 【その他支援】

6	知事見舞金の支給	半壊以上の被害を受けた方が対象となります。	⑤
7	義援金の支給	一部損壊以上の被害を受けた方が対象となります。	

# ①住宅の応急修理制度について

応急修理制度は、地震により被害を受けた住宅の応急修理について、住民からの申込みに基づき、市町村が工業者に修理を依頼し、実施するものです。  
修理対象は、屋根や床、外壁、基礎、トイレ、浴槽など日常生活に必要不可欠な部分が対象となります。

## 申請・問い合わせ先

各市町村担当窓口

## 対象地域

富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、朝日町

## 申請に必要な書類

- 1 住宅の応急修理申込書、2 罹災証明書（写し）
- 3 修理前の状況がわかる写真、4 修理見積書
- 5 資力に関する申出書（中規模半壊、半壊、準半壊の方）

## 対象世帯

大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊世帯  
※全壊の場合でも修理により居住可能となる場合は対象  
※納屋や車庫、空き家は対象外

## 費用の限度額（1世帯あたり）

- ・全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊：706,000円以内
  - ・準半壊：343,000円以内
- ※限度額を超える部分は、自己負担になります。

## 地震被害から修理完了までのポイント

- ・地震による被害と直接関係のある修理が対象です。
- ・写真の撮影は必須です。（工事前、工事中、工事後）
- ・設備の交換は同等品に限ります。
- ・設備の型番・形式が分かるように撮影してください。

## 完了期限

令和6年7月1日（月）

詳細：<https://www.pref.toyama.jp/1200/bousaianzen/saigai/20240103.html>

## ②被災者の生活再建のための支援金の給付

居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活再建を支援するため支援金を支給します。  
(被災者生活再建支援制度)

### 申請・問い合わせ先

各市町村担当窓口

### 対象地域

県内全域

### 申請に必要な書類

- ・基礎支援金  
1 被災者生活再建支援金支給申請書、2 罹災証明書、  
3 住民票(写し) ※マイナンバー記載時は添付不要  
4 預金通帳の写し 等
- ・加算支援金  
5 契約書(住宅の購入、賃借等)の写し等

### 申請期限

- ・基礎支援金：令和7年1月31日(発災日から13月以内)
- ・加算支援金：令和9年1月31日(発災日から37月以内)

国制度詳細

<https://www.tkai.jp/reconstruction/tabid/82/Default.aspx>

### 対象世帯及び支給額

【凡例】 国制度：、 県制度：

区分	基礎支援金 (A) (住宅の被害程度)	加算支援金 (B) (住宅の再建方法)		合計(A+B)
		建設・購入	補修 賃借	
①全壊(損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体		補修	100万円	200万円
③長期避難		賃借	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	—	賃借	50万円	100万円
		建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
⑥半壊 (損害割合20%台)	—	賃借	25万円	25万円
		建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円

※世帯数が一人の場合は、表に記載されている金額×3/4が支給額となります

## ③被災家屋等の公費による解体・撤去について

家屋が全壊・半壊した場合や、建築物・工作物が半壊以上の被害を受け生活環境保全上の支障がある場合は、申請に基づき、市が公費により解体・撤去を行います。

### 申請・問い合わせ先

各市担当窓口

### 対象地域

- ・氷見市（申請受付中）
- ・富山市、高岡市、射水市、小矢部市（実施予定）

### 申請に必要な書類

- ①事業申請書
- ②罹災証明書（写し）
- ③被災家屋等の配置図・写真、登記事項証明書
- ④被災家屋等の解体・撤去に係る誓約書兼同意書
- ⑤本人確認ができる書類の写し、印鑑登録証明書ほか

### 対象世帯

- ・全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の家屋
- ・非住家の建築物・工作物であっても、早急に解体しなければ人的・物的被害を生ずるなど、生活環境保全上の支障があると市が判断したものについては、対象となる場合があります。

### 申請期限

- ・氷見市：令和6年6月30日（予定）  
（今後実施予定の4市（右上欄を参照）は、詳細を検討中）

### 公費解体の申請のポイント

- ・地震により、全壊・半壊と判定された家屋等が対象です。
- ・解体するにあたり、建物所有者の同意等の書類が必要です。
- ・このほか、所有者自らの費用で解体・撤去したものについては、かかった費用について補助できる制度があります。制度の内容の詳細については、市に相談してください。

# ④被災した住宅の耐震化支援制度

居住する住宅が液状化等により被災し、準半壊以上の被災を受けた住宅（※1）について、建替えに先立ち実施する基礎補強工事（※2）や耐震補強と併せて実施する基礎補強、沈下・傾斜対策工事（※2）について最大120万円（補助率4/5）を支援します。 申請・相談窓口：市町村住宅担当課（予定）

※1：建築年度は問いません。 ※2：支援を受ける場合は耐震診断を受けていただく必要があります。

## 【建替えに先立ち実施する基礎補強工事】

- ・住宅が全壊等の場合で、解体後に基礎補強工事と建替えを行う場合が該当します。
- ・具体的には、建替えに先立って行う、右記の工法等による基礎補強工事の経費を対象とします。

※他の支援制度との併用（例）

### <建替え時の支援>（全壊の場合）

- ・②被災者生活再建支援金 300万円
- ・③公費解体 (行政負担)
- ・④本支援制度 120万円
- ・⑤知事見舞金10万円、義援金60万円

基礎補強工事と建替工事の合計が150万円を超える場合

計490万円

## 【基礎補強工事の例】

### 小口径杭工法

小口径の鋼管杭を基礎直下に配置する。

施工条件：  
不同沈下量(条件なし)



### 表層改良工法

建物の基礎周囲を含め広い範囲を全面的に改良する。

施工条件：  
不同沈下量(条件なし)



## 【耐震補強と併せて実施する基礎補強、沈下・傾斜対策工事】

- ・住宅が準半壊等の場合で、既存住宅をそのまま活用して耐震補強工事に併せて基礎補強、沈下・傾斜対策工事を行う場合が該当します。
- ・具体的には、既存住宅の耐震補強工事と、併せて行われる右記の工法等による基礎補強、沈下・傾斜対策工事の合計額を対象とします。

※他の支援制度との併用（例）

### <既存住宅改修時の支援>（全壊の場合）

- ・①応急修理制度 70.6万円
- ・②被災者生活再建支援金 200万円
- ・④本支援制度 120万円
- ・⑤知事見舞金10万円、義援金60万円

基礎補強工事等と耐震補強工事の合計が150万円を超える場合

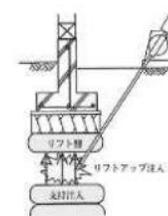
計460.6万円

## 【基礎補強、沈下・傾斜対策工事の例】

### 注入工法

基礎下へグラウトや薬液等を注入し、注入・膨張圧によりアップする。

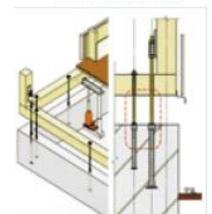
施工条件：  
不同沈下量20cm以下



### ジャッキアップ工法

基礎が大きく傾いた時に土台から上をジャッキで持ち上げて水平に調整する。

施工条件：  
不同沈下量10cm以下



## ⑤さらに支給されるものとして知事見舞金、災害義援金があります

### 知事見舞金

住家の全壊世帯・半壊世帯に対し、県から見舞金を支給します。  
手続等については、お住いの市町村の見舞金窓口へお問い合わせください。  
※市町村の見舞金と併せての支給となります。  
(支給額) 全壊世帯 10 万円、大規模半壊・中規模半壊・半壊世帯 5 万円

### 災害義援金

県内外の方々から寄せられた義援金を被災された方々に配分するものです。  
手続等については、お住いの市町村の義援金窓口へお問い合わせください。

(支給額)

人的被害		住宅被害					
死亡	重傷	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
1 0 0 万円	5 0 万円	6 0 万円	4 5 万円	3 0 万円	1 5 万円	6 万円	2 万円

※ 1 人当たり

※ 1 世帯当たり

事業者の皆様へ

# 令和6年能登半島地震における 中小企業等の復旧・復興に関する支援について

## 1 なりわい再建支援補助金（2月28日から受付開始）

能登半島地震により被害を受けた中小企業等が行う施設・設備の復旧等を支援する補助金です。

- ・対象者：富山県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた中小・小規模事業者等
- ・対象経費：工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等
- ・補助率：中小企業・小規模事業者 3/4以内、一部定額補助  
中堅企業等 1/2以内、一部定額補助
- ・補助上限：3億円、一部1億円まで定額補助

※問い合わせ先 被災事業者復旧等支援窓口 ☎076-444-3962

## 2 小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）

能登半島地震により被害を受けた小規模事業者等が行う販路開拓の取組みを支援する補助金です。

- ・対象者：富山県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた小規模事業者等
- ・補助上限：直接被害（自社の事業用資産の損壊等の被害）200万円  
間接被害（地震に起因する売上げ減少）100万円
- ・補助率：2/3、定額（一定の要件を満たす事業者のみ対象）
- ・補助対象：機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など
- ・募集期間：令和6年2月1日～令和6年2月29日（1次）

※1次公募締切り後、速やかに2次公募が開始される予定です。

※問い合わせ先

商工会議所地区の方：

- 富山商工会議所 ☎076-423-1171、高岡商工会議所 ☎0766-23-5000
- 氷見商工会議所 ☎0766-74-1200、射水商工会議所 ☎0766-84-5110
- 魚津商工会議所 ☎0765-22-1200、砺波商工会議所 ☎0763-33-2109
- 滑川商工会議所 ☎076-475-0321、黒部商工会議所 ☎0765-52-0242

商工会地区の方：富山県商工会連合会 ☎076-441-2716

### 3 商店街災害復旧等事業費補助金

能登半島地震により被災した商店街等の復旧や賑わいを支援する補助金です。

	商店街災害復旧事業	商店街にぎわい創出事業
対象者	能登半島地震により被害を受けた商店街等	
対象経費	アーケードや街路灯等の復旧費用	にぎわい創出のイベント等開催費用
補助率	1 / 2	直接被害 10 / 10 間接被害 2 / 3
補助上限	なし	100万円（下限額 30万円）
募集期間	令和6年2月28日 ～令和6年5月10日	令和6年2月16日 ～令和6年4月19日

※問い合わせ先 富山県商工労働部地域産業支援課 ☎076-444-3253

### 4 震災対策特別融資（1月15日から受付中）

能登半島地震において被害を受けた県内全域の中小企業者の方向けの融資です。

- ・ 融資限度額：1億円
- ・ 資金用途：運転資金・設備投資・借換資金（緊急災害短期保証制度に限る（保証協会制度））
- ・ 融資期間：10年以内（据置期間 最大5年）
- ・ 金利：年1.25%以内
- ・ 保証料率：ゼロ～年0.85%
- ・ 取扱期間：令和6年1月15日～9月30日

※問い合わせ先 富山県商工労働部地域産業支援課 ☎076-444-3248

### 5 雇用調整助成金の特例措置（支給要件の緩和、助成率の引上げ等）

能登半島地震の影響を受けた事業主の従業員の雇用維持を支援する助成金です。

- ・ 対象者：令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により、従業員に対して一時的に休業又は出向を行う事業主
- ・ 対象経費：休業手当、賃金等の一部
- ・ 補助率：中小企業4 / 5、大企業2 / 3

※問い合わせ先 富山労働局助成金センター ☎076-432-9162

※詳細は富山県ホームページでご確認願います。

[富山県／令和6年能登半島地震による被災者支援パッケージ \(pref.toyama.jp\)](http://pref.toyama.jp)

出向を活用した雇用維持に

令和6年能登半島地震に係る特例措置

# 雇用調整助成金 が利用できます

一時的に休業した事業所が従業員をつなぎ留め、逆に、人手不足の事業所が働き手を得られます。

事業所 A

- 事業復旧まで一定の期間を要し、従業員のつなぎ留めが課題

事業所 B

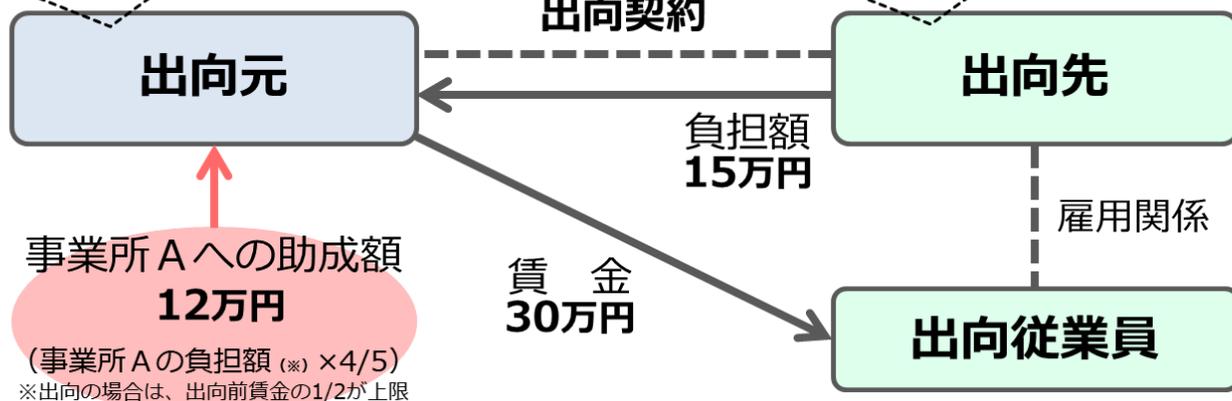
- 繁忙期間に対応する従業員不足が課題

## 雇用調整助成金の利用例

(月給30万円の従業員を出向させる場合)

- ◎ 雇用維持の負担が軽減できる
- ◎ 出向終了後は従業員を復帰できる
- ◎ 従業員のモチベーション維持

- ◎ 一時的な繁忙期間において働き手を確保できる
- ◎ 従業員のスキルアップの効果



【問い合わせ先】

富山労働局助成金センター 富山市神通本町1-6-9 MIPSビル4階  
電話: 076-432-9162 受付時間: 8:45~17:15 (土日祝除く)

詳細は、富山労働局HP  
で必ずご確認ください。



# 被災された農業関係者の皆様へ

## 農業機械・ハウス・畜舎等の再建等への支援

(事業名) (県事業名) 被災農業者施設等支援事業  
(国事業名) 農地利用効率化等支援交付金  
(被災農業者支援タイプ)

- 対象経費 農業機械・施設の再建・修繕に要する経費
- 事業主体 市町村 (助成対象の農業経営体への間接補助)
- 対象者 気象災害等により農業被害を受けた農業者又は農業者が組織する団体。気象災害等による農業被害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者
- 補助率 3/4
- 補助対象メニュー
  - (1) ハウス等 (園芸施設共済の加入対象) の再建・修繕
  - (2) 機械・畜舎等 (園芸施設共済の加入対象以外) の再取得・再建・修繕
  - (3) 複数の被災農業者が共同で利用する農業用機械等の取得
  - (4) 農業用ハウス、畜舎等の再建・修繕を契機とする当該ハウス等の補強
  - (5) 被災した施設の解体・運搬・処理等
  - (6) 農業用ハウス等に流入した土砂の運搬・処理
  - (7) 農業用ハウス等に流入した土砂混じりがれきの運搬・処理等
- 県予算 1億9,500万円 (令和5年度2月補正予算)

(問合せ先) 各市町村農業担当課  
富山県農業経営課 TEL 076-444-3266

## 営農再開に向けた支援

(事業名) 持続的生産強化対策事業 (産地緊急支援対策)

国直接採択事業

### (1) 営農再開支援

- 対象経費 早期の営農再開や作物転換等に要する掛かり増し経費  
生産資材(種子等)の調達、作物残渣や飛散したガラス等の撤去、復旧農地の土づくり、農業機械のリース等
- 事業主体 県、市町村、農業者の組織する団体、公社、地域再生協
- 補助率 1/2、定額 (撤去等)

### (2) 集出荷施設等における農作物の出荷円滑化等支援

- 対象経費 施設の仮復旧、周辺集出荷施設等の活用に係る輸送費 (農作物・種苗等の輸送) 等の取組み
- 事業主体 県、市町村、農業者が組織する団体、公社であって、受益農家が3戸以上である集出荷施設等の所有者又は運営主体
- 補助率 1/2 (仮復旧、上限1千万円/施設)、定額

(問合せ先) 北陸農政局生産振興課 TEL 076-232-4302  
富山県農産食品課 TEL 076-444-3283

# 被災された漁業関係者の皆様へ

## 被災した漁具等の復旧に対する支援

(事業名) 能登半島地震被害漁船・漁具復旧支援事業

- 対象経費 漁具等の購入に要する経費
- 事業主体 漁業協同組合等
- 対象者 漁業を営む個人・法人
- 補助率 3/4(国4/12、県5/12)  
※地元市町でも補助制度がある場合があります。
- 留意事項
  - ・1月1日以降に購入した漁具も補助対象
  - ・定置網のアンカーなど部分的な漁具、刺し網なども対象
  - ・対象は1件50万円以上  
※詳細についてはご相談ください。
  - ・水産加工業者の方は「なりわい再建支援補助金」の対象となる可能性があります。  
※窓口(TEL 076-444-3962)にご相談ください。
- 県予算 4億500万円(令和5年度2月補正予算)

(問合せ先) 所属の各漁業協同組合  
富山県漁業協同組合連合会 TEL 076-432-6222  
富山県水産漁港課水産班 TEL 076-444-3293

## 漁具等の購入資金に対する支援

(制度名) 漁業近代化資金融資制度

- 制度概要 漁業者の資本装備の高度化及び近代化を図るために、信漁連等の金融機関が漁業者に漁具購入資金等を長期かつ低利の資金を融通できるように県が利子補給を行う制度
- 借受資格者 漁業を営む個人・法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産加工業を営む個人・法人、水産加工業協同組合
- 貸付対象 漁船建造資金及び漁具購入資金等の設備資金
- 貸付利率 1.10%(随時改定)  
※国の補助により実質無利子となる場合があります
- その他 運転資金は農林漁業セーフティネット資金があります  
※日本政策金融公庫へお問い合わせください

(問合せ先) 東日本信用漁業協同組合連合会富山支店  
TEL 076-441-3528  
富山県水産漁港課経営係 TEL 076-444-3291